

# 令和7年度から適用される個人住民税の主な改正点

令和7年度から適用される個人住民税（町道民税）の主な改正点は、次の通りです。

## 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

所得税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けた人で、所得税額から控除しきれない額がある場合は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。

令和6年度税制改正により、子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（本人もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の世帯）が、認定住宅等の新築等をして、令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の借入限度額等について、次のような改正が行われました。

住宅区分	改正前 借入限度額	改正後 借入限度額
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

## 同一生計配偶者の定額減税

次のすべてに当てはまる方は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

- ・ 令和6年中の合計所得金額が、1,000万円超 1,805万円以下である
- ・ 令和7年度個人住民税所得割の納税義務者である
- ・ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の方がいる

注1 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、令和6年中の合計所得金額48万円以下の方のことです。

注2 定額減税を受けるためには、年末調整か確定申告で同一生計配偶者を申告する必要があります。